

事務連絡
令和2年11月6日

各務原市内住宅型有料老人ホーム

同 サービス付き高齢者向け住宅

同 入所・入居介護保険サービス施設

運営法人代表者 及び 施設管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

入居・入所系施設の生活空間における 冷暖房装置等による温度・湿度の管理について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年7月26日付け事務連絡にて介護保険施設及び有料老人ホーム等における温度・湿度の管理について周知いたしましたが、コロナ禍における初めての冬を迎えるにあたり、今一度注意喚起します。

記

- (1) 施設内生活空間の温度・湿度は入居者個々の体調を最優先すること。
- (2) (1)を実現するため、**部屋毎に温度と湿度を管理し、定期的に温度・湿度の記録をつけ、保存すること。**
- (3) 施設における冷暖房装置等の運転管理や温度・湿度の運用方針について、**入居者やその関係者に十分説明をおこない、理解を得ること。**

以上(1)から(3)をご確認いただき、入居・入所者が安全かつ快適に生活できる環境の維持に努めて頂くようお願いいたします。

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

電話 058-383-2067 (直通)

FAX 058-383-6365 (市代表)

Mail kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)

(メール送信時は★を@に置き換えてください)